

福岡県公報

平成二十七年七月二十四日
第三千七百十三号
増刊(1)

定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第六号による測定記録表（ばい煙）の記録に代えることができる。

第十三条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、計量法第百七条の登録を受けた者から様式第六号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあっては、当該事項の測定記録表（排出水）への記載を省略することができる。

別表第二第二号イの表カドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改め、同表一・一・ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亞硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

一・四一ジオキサン 一リットルにつき〇・五 ミリグラム

別表第二第二号ロの表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中「五」を「二」に改め、同表クロム含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中「一五」を「二」に改める。

様式第一号（その一）中「ばい煙発生施設」を「特定施設」に、「使用方法」を「使用の方法」に改める。

様式第一号（その一）（別紙一）中「ばい煙発生施設」を「特定施設」に改め、同様式備考四中「行程」を「工程」に改める。

様式第一号（その一）（別紙二）中「ばい煙発生施設」を「特定施設」に、「すすぐ」に改め、同条に次の二号を加える。

二十七 塩化ビニルモノマー
二十八 一・四一ジオキサン

第十一條第二項に次のただし書きを加える。

ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第百七条の登録を受けた者から当該測

目 次

規則（第五十号）

○福岡県公害防止法等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する規則

再掲

規則

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
(公園街路課) 1
(環境保全課) 1

福岡県規則第五十号

平成二十七年七月二十四日

福岡県知事 小川洋

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「シスター・二・ジクロロエチレン」を「一・二・ジクロロエチレン」に改め、同条に次の二号を加える。

二十七 塩化ビニルモノマー
二十八 一・四一ジオキサン

附則

この規則は、平成二十七年八月二十二日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第一条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十九号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のよう改正する。

別表第一中

筑豊緑地 （屋内 プール）	筑豊緑地 （屋外 プール）	プール 室	トレー ニング 室	トレー ニング 室	プール
一月四日から十二月二十日 まで	八日まで	一月四日から十二月二十日 まで	七月一日から九月三十日 まで	八日まで	一月四日から十二月二十日 まで
午前九時から 午後五時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
午前九時から 午後五時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで

を

筑豊緑地 （屋内 プール）	筑豊緑地 （屋外 プール）	プール 室	トレー ニング 室	トレー ニング 室	プール
一月四日から十二月二十日 まで	七月一日から九月三十日 まで	一月四日から十二月二十日 まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで

を

に、

に

を

改め、同表備考一中「の研修室、プール」を「及び筑後広域公園（プール棟）の研修室、屋内プール、屋外プール」に改め、「トレーニング室」の下に「、フィットネスルーム」を加え、同表備考四中「プール棟」の下に「及び筑後広域公園（プール棟）」を加え、「及びトレーニング室」を「、トレーニング室並びにフィットネスルーム」に改める。

別表第二移動式電光掲示板の項の次に次のように加える。

置	フィットネスルームの音響装	二時間
		五六〇円

附 則

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第

四十号）の施行の日から施行する。

室	公	園	八日まで
トイレス	筑後広域	一月四日から十二月二十日	午前九時から
ルーム	公	八日まで	午後九時まで
トイレス	筑後広域	午前九時から	午後九時まで